

**泉大津市市民活動支援センターの  
あり方に関する提言書**

平成 26 年 9 月

泉大津市市民活動支援センターのあり方を考える懇話会

— もくじ —

はじめに	P 1
1. センターの果たすべき役割について	P 2
2. センターの機能（ソフト面）について	P 3
3. センターの機能（ハード面）について	P 5
4. センターの運営について	P 7
検討経過	P 11
委員名簿	P 12
懇話会設置要綱	P 13

## はじめに

「泉大津市市民活動支援センターのあり方を考える懇話会」は、平成25年9月に学識経験者をはじめ、市民、市民活動団体の代表者、商工会議所、大学関係者などまちづくりの一端を担っている14名の委員が市長の委嘱を受け、10月よりこれまで先進市視察実施を含む計9回開催し、そのなかで、各委員が市民公益活動の重要性を共有し、「実効性のあるセンターにする」という共通の目的をもってセンターのあり方を検討しました。具体的には、センターの果たすべき役割について、機能における「ハード面」「ソフト面」や運営における「連携面」「体制面」などをテーマに、それぞれの側面から議論を重ねました。これらの議論した内容をこの度、提言書としてまとめました。

平成10年12月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行され、国においても市民による公益的活動が促進され、新たな市民社会の形成が期待されるなか、泉大津市では様々な取り組みを行ってきたところではありますが、市民公益活動を活性化するための総合的な拠点整備について検討したことは、非常に有意義なことであります。

市民が主体のまちづくりの実現に向けて、当センターがその拠点となって様々な事業を展開することにより、市民による活動が地域を良くする原動力となり、市民一人ひとりが住んでよかった、住み続けたいと思えるような豊かなまち泉大津になることを心から念じています。

平成26年9月

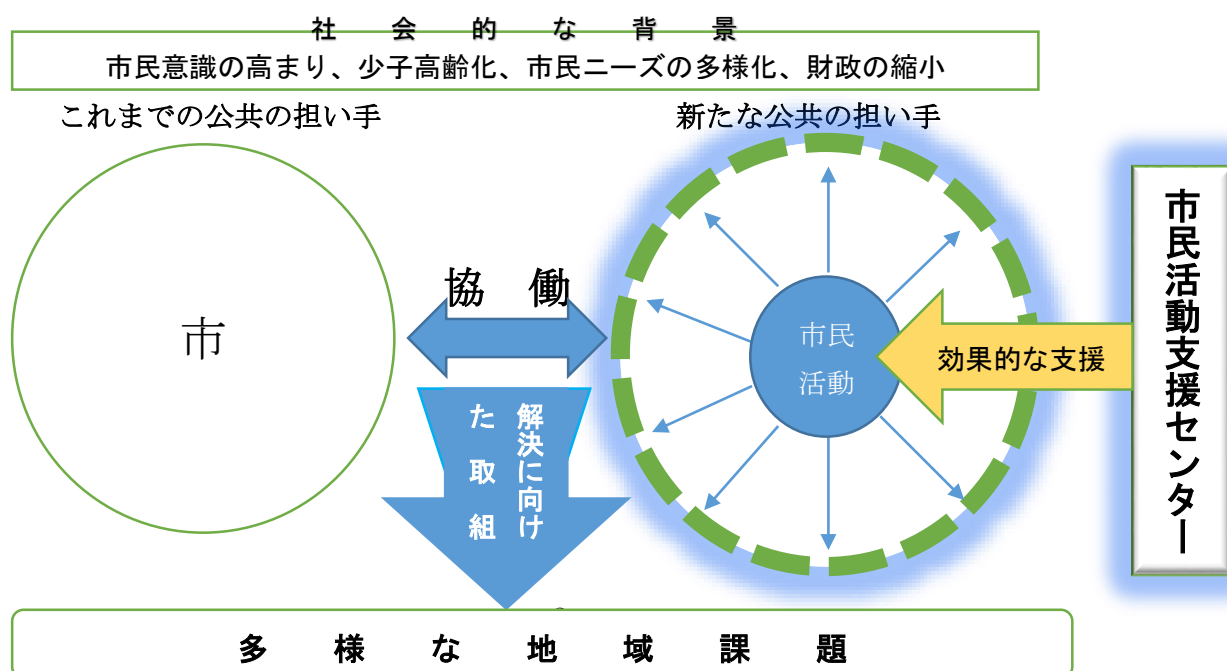
泉大津市市民活動支援センターのあり方を考える懇話会

委員長 久 隆浩

## 1. センターの果たすべき役割について

1995年の阪神淡路大震災以降、新たな公共サービスの担い手としてボランティアやNPO団体等の市民による公益的活動がクローズアップされました。98年には、特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されるなど、法整備もすすめられ、まちづくりに対する市民意識が高まりました。今後も一層の市民ニーズの多様化・高度化が進むことが予想されるなか、市がそのひとつひとつのニーズに直接対応することが困難になっています。これらの多様化したニーズに対応するためにも、市民が自主的、自立的に、まちづくりを担っていくことが求められています。一方で「地域の課題に取り組みたい」「まちを良くしたい」という市民の思いがあっても、市民活動に関する情報が入ってこないとか、そうした活動をしている団体に結び付けることができないといったように、市民活動を支援する体制がこれまで十分ではありませんでした。団塊世代の大量退職時代を迎え、地域に目を向ける市民が多く見込まれるなか、こうした市民の思い、市民活動団体の思いの一つひとつを拾い上げ、活動に結び付けること、また、それぞれの活動が連携協力することが重要になっています。

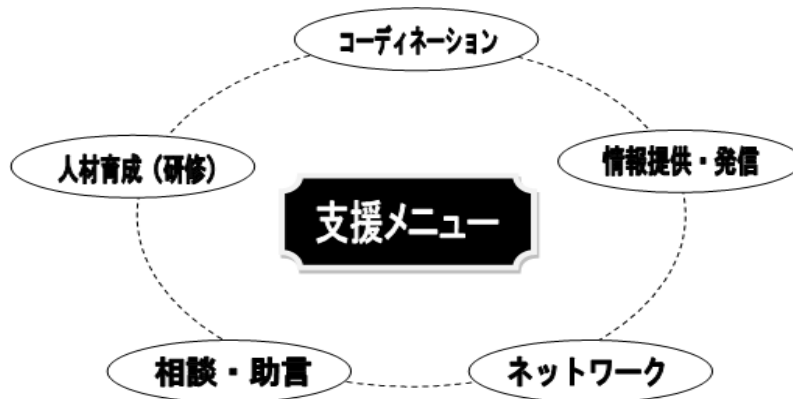
言うまでもなく、センターを設置する意義は、市民及び市民活動団体に対して、市民活動への参加と活動を促進し、市民が主体となってまちづくりに取り組むことにより、多様な地域の課題を解決し、豊かな社会を築くことにあります。このセンターを市民活動に関する「総合的な拠点」として位置づけ、市民、テーマ型の市民活動団体のみならず、自治会などの地域団体、その他公益的な活動をしている様々な団体をセンターの支援対象にすることで、市民主体のまちづくりの広がりをつくっていくことが求められています。



## 2. センターの機能（ソフト面）について

### センターに求められる「中間支援」機能

センターの具体的な役割は、市民等の市民活動への参加促進や市民活動団体の活動を活発化するために必要な支援を行うことです。これらの支援は「中間支援」とよばれるもので、ここでいう“中間”とは、市民、団体、資源、情報などの間に立つという意味で、例えば、ボランティアをしたいという市民が相談に来られた場合、センターが持っている情報やノウハウをもとに、ボランティアをしたい市民とそれを求めている団体をつなげたり、活動を支援したい事業者とその支援を求めている団体とを結び付けたりすることなどが考えられます。このような機能は「コーディネート」と呼ばれ、その他にも「相談・助言」、「情報提供・発信」、「ネットワーク」「人材育成」の機能があります。それぞれの機能が密接に関わりあっているため、複合的にこれらの機能が展開されることが求められます。



中間支援 5 機能

### <機能 1 情報提供・発信>

市民、団体が必要としている情報を収集及び一括管理をして、情報誌（センターだより）やホームページなど多様な媒体を活用し、団体紹介、イベント紹介、補助金情報など市民活動に関する情報を提供する機能。

（事業例）

- ・ ホームページの運営 ・ 情報紙の発刊
- ・ 市民活動団体データベースの構築及びハンドブックの作成

## ＜機能2 相談・助言＞

ボランティアがしたい、活動を始めたい、NPO法人になりたいがどうすればいいかなど、何か困った時に適切に相談・助言をする機能。

(事業例)

- ・相談窓口の設置
- ・専門家による相談（団体運営に伴う財務、労務等）

## ＜機能3 コーディネーション＞

センターが主体となって先の「機能1」と「機能2」を通じて、個人と団体、団体同士、団体と事業者などをつないでいく機能。

これにより市民や事業者が活動に携わるきっかけとなり、市民活動の活性化が期待できます。

(事業例)

- ・市民、団体、事業者のマッチング支援事業
- ・団体同士のコラボ支援事業

## ＜機能4 ネットワーク＞

「機能3」に似ていますが、センターが主体的に動くのではなく、市民や団体が交流する場所や機会を提供し、自らがつながるきっかけづくりをする機能。

市民や団体同士のつながり、各々が抱えていた課題の解決や新たなテーマの発見に結びつき、活動の底上げや広がりが期待できます。

(事業例)

- ・交流イベントの開催
- ・メーリングリストの活用
- ・定期交流会（井戸端会議）の開催

## ＜機能5 人材育成＞

市民活動に関心のある市民や団体に対して、学習の機会を提供する機能。

活動に必要な知識やノウハウの取得や市民活動への参加意識の高揚を図ります。

(事業例)

- ・各種スキルアップ講座の開催
- ・大学生インターンシップ
- ・小中学生対象の市民活動体験学習の実施

### 3. センターの機能（ハード面）について

#### 施設のスペースの構成と意義

施設面については、市民活動の総合的な拠点と位置付けて、先に述べた中間支援機能を果たしていくために、大きく6つのスペース（事務室スペース、情報提供スペース、作業スペース、会議スペース、交流スペース、キッズスペース）が備えられていることが望ましいと考えます。

施設内全体としては、利用者が分け隔てなく利用できるように、バリアフリーはもちろんのこと、若い世代でも利用しやすいような工夫、また、各スペースを独立させるのではなく、最小限の仕切りにとどめ、多くの人がセンターに集えるという雰囲気醸成するようなレイアウトが理想です。また、入口についても、扉の形状を含め誰もが入りやすくする工夫が必要です。

#### ① 事務室スペース

センターを訪れた市民や団体からの相談等に即対応できる受付、相談カウンターを設置が必要です。また、込み入った相談に対応できるよう周りに配慮したスペースも合わせて確保することが望まれます。

#### ② 情報提供スペース

センターの機能の一つに「情報収集・発信機能」がありますが、スペースとして確保する必要があります。ホームページや定期情報誌による情報提供はもちろんですが、利用者がセンターに来れば、いつでも情報が手に入れられ、また相談ができるというメリットがあります。

#### ③ 作業スペース

日頃の活動を支援するためのスペースです。個々の団体では、揃えることが困難な機材を常備することにより、日頃からセンターを利用してもらい、センターを身近なものに感じていただくと同時にセンターの存在意義を高める効果もあります。また、平成23年6月に市が実施した「市民活動団体等基礎調査報告書」においても、望む支援として「機材・資材・教材などの提供」が最も割合が高いという結果となっており、充実が必要です。

#### ◆ 日常の活動を支援するための必要備品例

メールボックス	電動2穴パンチ
貸出ロッカー	A3 ペーパーカッター
カラー複合機	A3 ラミネーター

A3デジタル印刷機	ホワイトボード
A3紙折り機	プロジェクタ
製本機(最大B4横)	パソコン(情報検索用)
拡大機 ポスタープリンター	掲示板・パンフレットラック
市民活動に関する書籍	

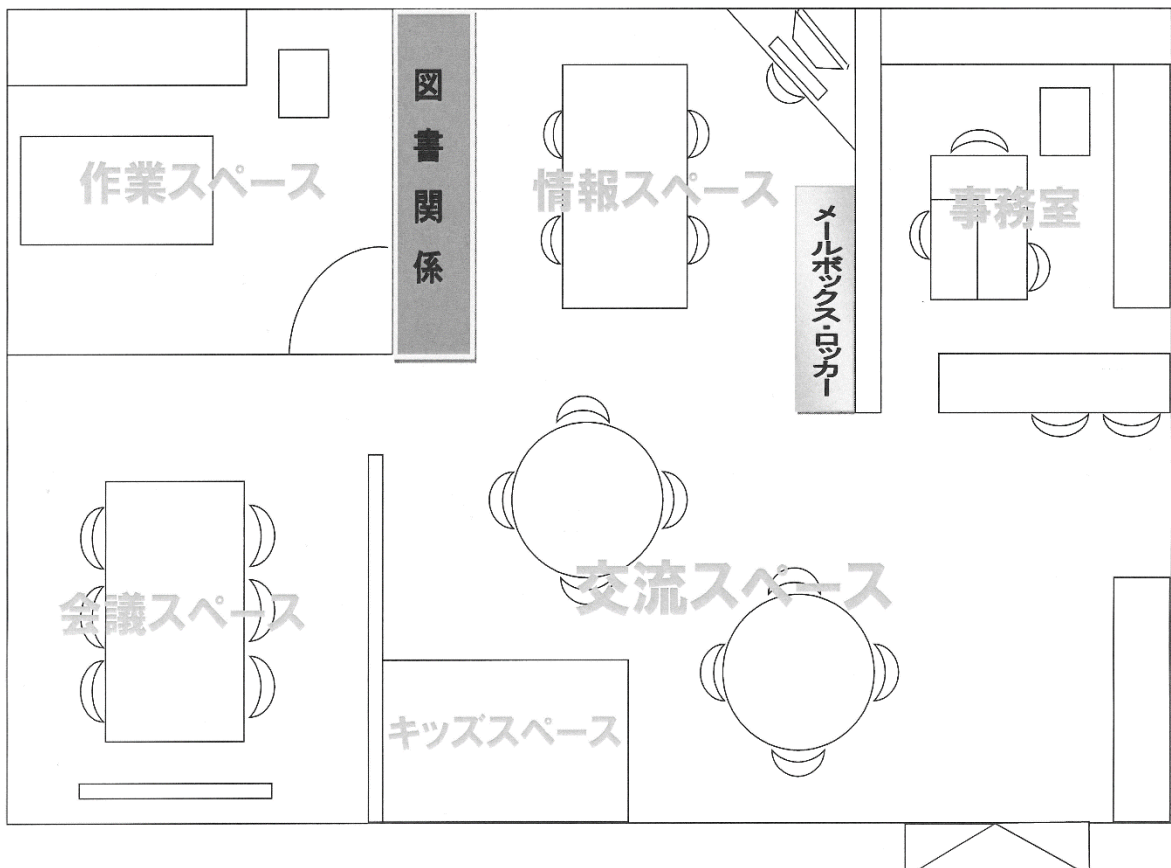
#### ④ 「会議スペース」と「交流スペース」

事前予約の必要のない打ち合わせをするスペースがあれば、センターの利便性が高まるとともに、交流スペースも確保することで、複数の団体の利用が可能となり、センターの役割のひとつである市民・団体のネットワークの形成の場として活動の広がりが期待できます。

#### ⑤ キッズコーナー

子育て世代も利用しやすいように子どもの一時的な遊び場となるスペースが必要です。

#### ◆センターのレイアウトイメージ





## 4. センターの運営（体制）について

### (1) 開館時間について

センター利用者の利便性を考えると、以下のとおり土日や夜間なども含め、利用しやすい開館時間を設定することが望まれます。

府内各市町村の支援センターの開館時間の実態を見ると、多少の違いがありますが、多くの施設が同様の運営をしています。

- ・開館日 木曜日～火曜日  
午前9時30分～午後9時  
(但し日曜日は9時30分～午後5時)
- ・閉館日 水曜日・祝日  
年末年始（12月29日～1月3日）

ただし、開設当初は、人的な体制や実際の利用状況等を見ながら、柔軟に対応する必要があります。

### (2) 支援対象者について （利用主体について）

センターの利用主体は市民活動に関心のある市民、NPOなどの市民活動団体はもちろんのこと、地域活動団体である自治会、その他公益的な活動をしている団体も含め、できるだけ多くの市民・団体に利用してもらい、それぞれの交流を深めてもらえるような施設とすることが必要です。

また、センターの円滑な運営を考えるうえでも、利用団体の登録制度を設けることが有効だと考えます。

### (3) 運営方式について

支援センターの運営方式は、大きく分けて3パターンが考えられます。ひとつは、市が施設を設置し、運営も市が行うというもの（公設公営）。次に市が施設を設置し、運営は民間が行うというもの（公設民営）。最後に施設の設定、運営とも民間が行う（民設民営）ものがあります。各方式においてメリット、デメリットがあるため、それらを見極める必要があります。「公設公営」方式では、一定の年数ごとに出向職員の異動が行われるため、知識、ノウハウが蓄積されにくい現状があります。また、利用者側は「お客さま」という意識が強くなるため、センターが市民主体のまちづくりの実現に向けた施設という性質からも支障があると思われれます。

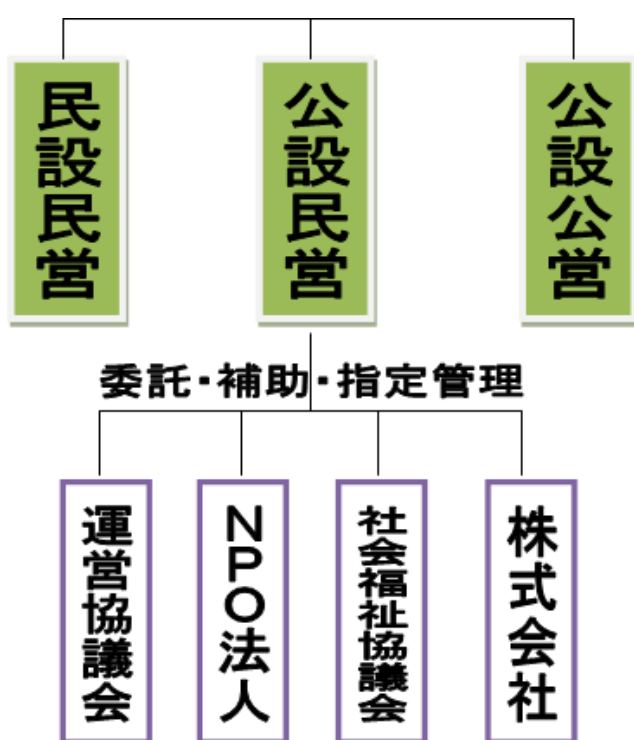
次に「民設民営」方式では、市民目線の柔軟な対応が可能となる一方、財

源の確保が難しく、継続性に不安があり、民間の参入が進んでいないという現状があります。

以上のことを検討した結果、それぞれのメリットを生かした「公設民営」方式が現実的であると思われます。大阪府内の実態を見ると、大半の施設は、公設民営方式をとっており、各市内の NPO 法人が運営を担っています。「市民が市民を支える関係」が形成される意味においても、市民による運営が理想です。

運営財源については、自主財源の他、市からの委託、補助、指定管理者等の制度により確保することになりますが、運営主体においては、自主財源の確保に力を入れつつ、市からの干渉はできるだけ最小限にとどめるなど、民営のメリットを最大限発揮できるように、市、運営主体双方が独立した関係であることが必要です。

### 運営形態とそれぞれの特長

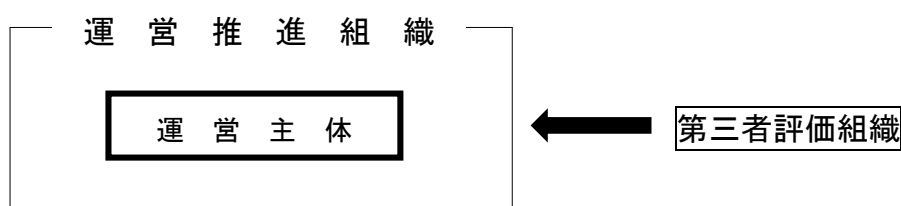


主な運営形態	特長
民設民営	行政とは別運営となるため、独自性が出しやすい。ただし、運営内容・体制が不安定。採算が合わない。など
公設民営	運営協議会 立上げは、センター設立時が多い。団体の代表者等で構成されているため、責任の所在が不明確で、物事が決めにくい。など
	NPO法人 民間の自由な発想でニーズに合った運営が可能。中間支援を目的としている NPO 法人が担うことが望ましいが、それを担う団体が少ないのが現状。など
公設公営	責任の所在が明確。安定的な運営が可能。職員の異動により専門性が保ちにくい。など

#### (4) 運営の推進について

センターの運営の方針や事業評価については、市民、市民活動団体、事業者その他関係機関などで構成された運営推進委員会などを組織して、運営主体者と意見交換をする場をもうけるなど、今後の事業に活かしていけるような体制づくりが必要です。合わせて、運営が公平かつ効果的に進められているかについて、客観的な評価も必要であることから、第三者による評価を実施することが必要です。

運営推進体制図



#### (5) 運営を担う職員について

職員の配置については、夜間・土日の開館も考慮すると、最低でも事務局長1名、事務局員2～3名程度の専従スタッフが必要となります。これまでも述べてきたように、センターの業務を行うためには、運営への熱意と高い専門性が必要とされます。公設民営方式で運営する場合、市民活動支援のニーズを理解した市民が担うという点においては、運営上大きなメリットになりますが、一方で中間支援に必要なスキルが求められるため、研修受講や先進市への実地研修など職員の育成も合わせて力を入れる必要があります。

#### (6) 多様な機関との連携

繰り返しになりますが、センターの役割は中間支援機能を果たすことであるため、支援に必要な人材やノウハウ、資金などの資源をうまく支援対象者につなげていかなければなりません。センター単独ではなく、他の機関との連携が重要となってきます。連携先としては、センターと同様に中間支援機能を担っている社会福祉協議会や商工会議所があります。社会福祉協議会ではボランティアセンターが設置されており、主に福祉系の活動を支援対象としています。事業内容が重なる部分も多くあることから、相互に事業を把握し、事業の共催などの連携が期待できます。商工会議所においては、社会貢献に積極的な事業者の情報などを共有し、技術や資金をつなげることが可能となります。次に大学との連携においては、市とすでに4大学（羽衣国際大

学、プール学院大学、桃山学院大学、大阪体育大学)と地域包括連携協定が結ばれており、大学が持っている専門的な知識の活用、学生ボランティアの積極的な地域活動への参加など期待される部分が非常に多く、連携を深めていく必要があります。その他にも小中学校との連携により将来のまちづくりの担い手の育成に関する事業や南北公民館が担っている社会教育分野における連携も考えられます。

これらの関係機関は運営推進組織の一員としてセンターの運営に主体的に参加することにより今後の一層の連携が図られると思われま

## 泉大津市市民活動支援センターのあり方を考える懇話会 検討経過

	検 討 議 題	主 な 内 容
第 1 回 H25 10/22	1 委員長紹介・委員紹介・副委員長選出 2 懇話会設置趣旨・経過等説明 3 センターの果たすべき役割について 4 委員意見交換 5 今後のスケジュール（次回開催日）	本会の設置までの経過、市がこれまで取り組んでいる事業、センター立地予定場所等の説明。 センターの設置意義、果たすべき基本的な役割等について説明する。
第 2 回 12/2	1 センターの機能について（ソフト面） 2 先進市視察実施について	ソフト面の機能（具体的な事業）について検討する。 視察内容について検討する。
12/11	視察実施	視察先：河内長野市市民公益活動支援センター
12/13	視察実施	視察先：堺市市民活動コーナー
第 3 回 H26 1/20	センターの機能について（ハード面）	ハード（設備・スペース等）を伴う機能についての検討
第 4 回 3/5	センターの運営について（連携面）	関係機関（行政・社協・商工会・大学等）との連携のあり方についての検討
第 5 回 4/21	センターの運営について（運営体制）	運営主体（公・民）についての検討 開館時間、休館日、利用対象者についての検討
第 6 回 6/11	その他項目の検討について	1 回～5 回までの検討内容の振り返り及びその他のセンターに関する必要な事項についての検討
第 7 回 7/31	全体の提言内容の検討について	これまで議論した内容について、本会の提言として文章化作業を行う。

「泉大津市市民活動支援センターのあり方を考える懇話会」委員名簿

1	近畿大学総合社会学部	教授	久 隆浩 (委員長)
2	羽衣国際大学放送・メディア映像学科	准教授	永岡 俊哉 (副委員長)
3	プール学院大学学生課	課長	内田 康太郎
4	桃山学院大学学生支援課	課長	金澤 太郎
5	泉大津市教育委員会	教育委員	清家 昌弘
6	泉大津市自治会連合会	会長	吉村 譲
7	泉大津市商工会議所	副会頭	高寺 壽
8	泉大津市社会福祉協議会事務局	次長兼地域総務課長	忠岡 一也
9	絵本の会 ぽっかぽか	代表	藤崎 智子
10	泉大津市ボランティア連絡会	会長	正木 香代
11	和花 (のどか)	代表	中下 肇子
12	公募市民	自営業	辻川 さとみ
13	公募市民	NPO 法人明日架	新子 美奈子
14	公募市民	ぽっかぽか	岩出 純子

## 泉大津市市民活動支援センターのあり方を考える

### 懇話会設置要綱

#### (設置)

第 1 条 市民と行政との協働のまちづくりを推進するため、市民活動団体の支援及び活動拠点となる泉大津市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）の整備に向けて、必要な事項を検討するため、泉大津市市民活動支援センターのあり方を考える懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 懇話会で検討する事項は、次のとおりとする。

- (1) 支援センターの役割及び機能に関すること。
- (2) 支援センターの管理及び運営に関すること。
- (3) その他支援センターのあり方を検討するために必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 懇話会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、検討した事項に関する素案を市長に報告する日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第 5 条 懇話会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員のうちから市長が指名するものとし、副委員長は委員長の指名に

よるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができ

る。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総合政策部人権市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月27日から施行する。